平成２１年（フ）第５４１号
神奈川県茅ヶ崎市松林２丁目10番36号
破産者　野島　英一
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１５４号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪310番地６
破産者　髙崎　照市
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１５５号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪310番地６
破産者　髙崎　成子
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１５６号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪310番地６
破産者　髙崎　泰典
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第１５７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪310番地６
破産者　髙崎　香果
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第２３７４号
京都府宇治市木幡西浦60番地　エスポワールコハタＡ棟205号
破産者　アートラインこと　長澤　雅信
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第５３号
京都府与謝郡与謝野町字加悦195番地
破産者　小西　博之
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第１１１号
京都府宮津市字須津1631番地の２
破産者　村井　春吉
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第３６２号
奈良市学園南３丁目４番13号、申立時の住所奈良市二名２丁目2495番地の１　ライオンズマンション富雄Ｃ―1006
破産者　小林　政雄
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２９８号
広島市中区大手町５丁目６番４―1004号
破産者　森山　高旨
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１０８号
山口県岩国市由宇町南４丁目２番18号
破産者　増田　勝義
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２０年（フ）第６８２号
熊本県熊本市長嶺東３丁目３番120―201号
破産者　鳥井　大史
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０１３号
熊本市高平２丁目19番18号、申立時住所熊本市池亀町19番57―２号
破産者　稲葉　修一
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１８０号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3566番地22県営武蔵丘団地10棟10号
破産者　伊藤　　進
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１９年（フ）第９６４号
宮崎市鶴島３丁目48番地　レジデンスクレイン406号、申立時の住所宮崎市大字芳士580番地１　レイクヒルズ206号
破産者　瀧口まゆ美
1　決定年月日　平成21年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県鹿屋市打馬２丁目21番10号、開始決定時の住所千葉県八千代市八千代台北15丁目19番31号
破産者　町田　優子
1　決定年月日　平成21年６月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７９０号
千葉県市川市新田２丁目32番17号
破産者　菅野　晶徳
1　決定年月日　平成21年６月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２号
岩手県宮古市西町２丁目１番29号
破産者　平山　政喜
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第１８号
岩手県下閉伊郡田野畑村七滝５番地
破産者　熊谷　和明
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２１年（フ）第２０号
岩手県宮古市花原市第１地割35番地５
破産者　藤田真理子
1　決定年月日　平成21年６月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所宮古支部